

前橋市建設工事等における一抜け方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において実施する一抜け方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「一抜け方式」とは業者の過大受注による工事等の品質低下の防止及び受注機会の確保を目的に、競争入札に付す一定の条件を満たす複数の工事等において、あらかじめ定めた開札順序により、先に落札者（落札候補者を含む。以下同じ。）となった者のしたその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をいう。

(対象案件)

第3条 次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の工事等について、一抜け方式の対象案件とすることができるものとする。

(1) 一般競争入札

- ア 同一日に入札公告を行い、かつ、同一日に開札する案件であること。
- イ 工事種別又は業種区分が同一の案件であること。
- ウ 入札参加資格条件が同一の案件であること。

(2) 指名競争入札

- ア 同一日に指名通知を行い、かつ、同一日に開札する案件であること。
- イ 工事種別又は業種区分が同一の案件であること。
- ウ 格付等級が同一の案件であること。

2 前項の規定にかかわらず、前橋市建設工事等業者選定審査会が必要と認めるときは、複数の工事等を一抜け方式の対象案件とすることができるものとする。

(留意事項)

第4条 一抜け方式の執行にあたっては、次の各号に留意することとする。

- (1) 入札公告又は指名通知に当該案件が一抜け方式の対象案件であることを明示すること。
 - (2) 対象案件の開札順は、設計金額が高い順に設定すること。
 - (3) 落札者の決定は、原則として開札順に行うこと。
 - (4) 先に落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合は、その者のした入札を無効とすること。
 - (5) 一部の対象案件の入札が、中止又は取止めとなった場合は、開札順を繰り上げる
- こと。

(6) 対象案件に特定建設工事共同企業体又は特定業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）が落札者となった場合において、その後の案件に当該共同企業体及びその構成員が参加しているときは、その者のした入札を無効とすること。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。